

非常変災時における保護者等による迎えについて

- 1 北門から敷地内に入り、北舎の北側で生徒を乗車させ、体育館北側および西側を通り、西門から敷地外に出る一方通行を原則とする。(※下図参照)
- 2 学校周辺の冠水などにより西門から出られない場合は、教職員の指示に従い、北舎北側で折り返し、北門から敷地外に出る通行とする。
- 3 校内は通路が狭いので、徒歩や自転車で下校する生徒に十分注意し、学校敷地内は最徐行運転とする。
- 4 学校周辺の地域住民の方に配慮し、公道ならびに民間駐車場ででの停車・駐車および生徒の乗車は一切行わない。
- 5 学校周辺が冠水などの理由により、自家用車で近づけない場合は別途連絡する。

